

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

労働条件確保改善推進員の配置等に関して留意すべき事項について

労働条件確保改善推進員（以下「推進員」という。）の配置等については、平成18年3月31日付け地発第0331003号・基発第0331012号「労働条件確保改善推進員の配置について」により指示されたところであるが、その運用に当たっては、推進員の職務が円滑に行われ、かつ、実効あるものとなるよう、職務の遂行に必要な関係資料の提供、研修の実施等を行うとともに、下記に留意の上、その運用に当たって遺漏なきを期されたい。

記

1 推進員の配置人数

推進員は、各都道府県労働局労働基準部監督課に1名ずつ配置する。

2 推進員の業務に当たっての留意事項

(1) 「労働条件確保改善推進員執務準則」4の「局長が指名する者」には、あらかじめ次の者を指名すること。

① 監督課長

② その他局長が必要と認める者

(2) 上記の者は、推進員の業務が効果的に行われるよう、必要に応じ、推進員に対する具体的な指示及び労働基準監督機関が行う業務との調整等を行うこと。

3 その他

推進員には、「労働条件確保改善推進員規程」及び「労働条件確保改善推進員執務準則」を配布すること。